

付表 4

定員 1 人又は 1 事業（1 施設）当たり施設整備費基準単価（耐震化整備を行う場合）

(単位：円)

事業(施設)の種類		単 位	単 価		
			特別豪雪地域	左記以外	
障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。)	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	1人	4,015,000	3,825,000
		41～60人	1人	4,463,333	4,250,000
		61～80人	1人	4,702,500	4,478,750
		81～100人	1人	4,848,000	4,617,000
		101～120人	1人	4,935,000	4,700,000
		121人以上	1事業(1施設)	700,500,000	667,200,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	1人	3,240,000	3,085,000
		41～60人	1人	3,608,333	3,436,666
		61～80人	1人	3,808,750	3,627,500
		81～100人	1人	3,916,000	3,730,000
		101～120人	1人	4,001,666	3,811,666
		121人以上	1事業(1施設)	567,000,000	540,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		1事業(1施設)	61,400,000	58,500,000
短期入所整備加算		1事業(1施設)	13,800,000	13,200,000	
発達障害者支援センター整備加算		1事業(1施設)	19,200,000	18,300,000	
保護施設等	救護施設	1人	8,900,000	8,480,000	
	更生施設	1人	8,900,000	8,480,000	

※グループホームについて、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出については、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

・一つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（+短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

・一つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2 + 短期入所整備加算

付表 5

定員1人又は1事業（1施設）当たり解体撤去工事費基準単価（耐震化整備を行う場合）

(単位：円)

事業(施設)の種類		単 位	単 価	
			特別豪雪地域	左記以外
障害福祉関係施設	入所系及び通所系	1事業(1施設)	18,200,000	17,400,000
保護施設等	救護施設	1人	431,000	411,000
	更生施設	1人	431,000	411,000

付表 6

1事業（1施設）当たり仮設施設整備工事費基準単価（耐震化整備を行う場合）

(単位：円)

事業(施設)の種類		単 位	単 価	
			特別豪雪地域	左記以外
障害福祉関係施設	入所系及び通所系	1事業(1施設)	33,300,000	31,800,000
保護施設等	救護施設	1人	784,000	747,000
	更生施設	1人	784,000	747,000

※特別豪雪地域：豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項により指定されたもの。